

分担金細則

第1条（目的） この細則は、東京都BBS連盟（以下、「本連盟」という。）規約（以下、「規約」という。）第25条及び第32条第2項の規定に基づき、分担金の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（分担金の額） 規約第25条に規定する分担金の額は、年1万円とする。

第3条（中途加盟の分担金） 事業年度の中途に加盟し、又は休会を終了した地区会の当該事業年度の分担金は、免除とする。

第4条（分担金の猶予、減額又は免除） 前条の場合のほか、分担金は、理事会の決議により納入を猶予、減額又は免除することができる。

第5条（改廃） この細則の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この細則は令和5年2月18日から施行する。

制定：令和5年2月18日